

平成 22 年度「地域雇用創造 ICT 絆プロジェクト（総務省）」
情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業再委託
（彩の国さいたま～NPO 絆プラザ事業再委託）プロポーザル説明書

本委託業務（彩の国さいたま～NPO 絆プラザ事業）に係るプロポーザル提出に関する規定を次のとおりとする。

1 目 的

本委託業務とは、雇用地域（埼玉県、朝霞市、和光市）における求職者を対象に、「NPO 絆プラザ」の各種サービス提供者としての ICT 人材育成を実施する。また、本事業は埼玉県下の各地域に順次展開していく予定であり、初年度から蓄積される様々なナレッジやノウハウの横展開によって更なる雇用創造を目的とするものである。

※ 参考：別紙「イメージ詳細図」

ー 地域 ICT 人材の育成・活用について

「絆プラザ・クラウド」に蓄積される ICT 人材育成のナレッジやノウハウ及びユビキタス端末である「絆・ナビ」を活用した効果的な地域 ICT 人材を育成、事業サービス普及・促進の他、システムの設計等支援人材として、将来活用していく。

ー 地域の課題及び ICT 利活用について

高齢社会を迎える中、地域住民に対する医療・介護等の日常的なサポートが不十分である。ICT 利活用型の健康づくりを中核とした「医療費削減」の他、「地域コミュニティの再活性化」を地域 ICT 人材と「絆・ナビ」で効果的に支援する。

ー 地域 ICT 利活用による期待効果について

ICT 人材育成による地域雇用が創出されることに加え、これら人材が地域住民の健康づくりをサポートすることで、生活習慣病患者の減少及び認定介護者・入院患者の減少による医療費削減効果が大きい。健康と雇用の相乗効果を期待する。

2 業務概要

(1) 委託業務名 「彩の国さいたま～NPO絆プラザ事業」 絆プラザ・クラウド構築委託
(ICT 人材育成・招へいを含む)

(2) 業務内容

「彩の国さいたま ～ NPO絆プラザ事業」において、「自治体クラウド」や「地域情報プラットフォーム」の標準仕様に準拠した「絆プラザ・クラウド」を構築する。効率的かつ効果的である提案を予算の範囲内で実施する。

(3) 履行期限 平成 23 年 3 月 31 日

(4) 発注者 特定非営利活動法人 NPO 埼玉ネット

3 参加資格

次に掲げる項目のいずれにも該当すること。

- (1) 「自治体クラウド開発実証事業（総務省）」を取りまとめている等、直接的にその内容の全てを把握していること。
- (2) 「地域情報プラットフォーム（総務省）」標準仕様書の策定団体である APPLIC（財団法人 全国地域情報化推進協会）の会員企業であり、直接的に標準仕様書の策定に携わった実績を有していること。また、関連する具体的な先進的な事例を把握していること。
- (3) 企画提案書の提出時において、LG-WAN 接続可能なクラウド環境の提供ができること。

4 手 続 等

(1) 事務局（特定非営利活動法人 NPO 埼玉ネット）

住所 〒3385-0824

埼玉県さいたま市桜区上大久保 519 番地 1 埼玉県浦和・大久保合同庁舎 1 号館

電話 048-714-0501

F A X 048-714-0509

(2) 質問受付

ア 受付期間 平成 22 年 12 月 27 日（月）から平成 23 年 1 月 5 日（水）まで

イ 受付時間 持参の場合、午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

ウ 受付場所 (1) の事務局

エ 提出方法 持参又は郵送（配達証明郵便に限る。提出期限日時必着。）

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成 23 年 1 月 7 日（金）午前 12 時 00 分まで（土曜・日曜・祝日を除く）

イ 受付時間 午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

ウ 提出場所 (1) の事務局

エ 提出方法 持参又は郵送（配達証明郵便に限る。提出期限日時必着。）

(4) プロポーザルの特定

企画提案書を提出したものについて、審査を行い最優秀者の特定をする。

※ヒアリングやプレゼンテーション等の必要性が認められた場合は、別途、その旨を伝える。

5 プロポーザルの特定基準

評価項目	評価事項
プロポーザル提出者の業務の実施方針・手法及び提案内容	①委託業務の理解度 ②自治体クラウドの理解度 ③地域情報プラットフォームの理解度 ④企画提案の的確性、独創性、実現性 ⑤実施方針の妥当性

6 選考会

日 時 平成 23 年 1 月 7 日（金）午後 1 時から

場 所 特定非営利活動法人 NPO 埼玉ネット 内

7 見積書の徴取

最優秀者を当該業務に係る見積書の徴取の相手方とする。

8 その他

(1) 受託者は契約書の作成を要する

(2) 無効となる企画提案書

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、提出することはできない。

イ 企画提案書の作成・提出に要する費用は提出者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

エ 提出された企画提案書は返却しない。

オ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

カ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載された代表者等は極めて特別な場合を除き変更することができない。

キ 企画提案書の提出者及び選考結果は、公正性、透明性、客観性を期するため、ホームページ等で公表することがある。

ク 企画提案書は1企業につき1案とする。

以 上